

鹿児島県大学図書館協議会の補助金に関する申合せ

鹿児島県大学図書館協議会（以下「協議会」という。）に係る補助金について、当分の間、下記のとおり取り扱うものとする。

記

第Ⅰ 協議会に係る会議等の会場となった会員に対して補助金を支出することができる。

1 補助金の対象となる会議等及び補助金額は次の各号のとおりとする。

- | | | |
|-----------|-------|---------|
| (1) 総 会 | 1回当たり | 20,000円 |
| (2) 研修委員会 | 1回当たり | 3,000円 |
| (3) 広報委員会 | 1回当たり | 3,000円 |
| (4) 講演会 | 1回当たり | 20,000円 |
| (5) 研 修 会 | 1回当たり | 20,000円 |

2 第Ⅰ－1各号の会議等の会議が同一会員で、かつ同日に開催された場合は、28,000円を限度として一括して補助するものとする。

第Ⅱ 講演会及び研修会における講師等に対して謝金等を支出することができる。

1 謝金の対象となるものは協議会の主催したものであること。なお、謝金額は次のとおりとする。

- | | | |
|------------|-------|---------|
| (1) 講演会の講師 | 1回当たり | 30,000円 |
| (2) 研修会の講師 | 1回当たり | 20,000円 |

2 第Ⅱ－1各号の講師が、会員に所属する職員の場合は支給しないものとする。

3 講師等に対して旅費を支給することができる。なお、この場合における旅費の算定は代表館の職員に支給する旅費の算定に準じるものとする。

第Ⅲ 協議会の各委員会等の活動に対して補助金を支出することができる。

1 補助の対象となる委員会等及び補助金額は次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|-----|--------|
| (1) 研修委員会 | 年1回 | 5,000円 |
| (2) 広報委員会 | 年1回 | 5,000円 |
| (3) グループ研究会 | 年1回 | 3,000円 |

2 第Ⅲ－1各号の委員会等への補助は、委員長若しくは代表者に対して年度中に行うものとする。

第Ⅳ その他

1 第Ⅰから第Ⅲの定めにかかわらず予算の都合により減額して補助することができる。

2 この申合せに定めるもののほか、必要な事項は役員の協議によるものとする。

第Ⅴ この申合せは、平成9年5月14日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

2 この申合せは、平成12年5月22日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

3 この申合せは、平成15年5月23日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

4 この申合せは、平成22年5月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。